

豪雨災害 無料電話相談



大分県弁護士会法律相談センター
公式キャラクター「ふくろん」

令和2年7月22日

大分県弁護士会

大分県弁護士会では、令和2年7月豪雨災害に関連した法律相談を無料で電話にて実施することになりました。コールバック方式ですので、事前に電話予約が必要になります。

受付電話番号は ☎ 097-536-1458（受付時間：午前9時～午後5時）です。

電話予約の際に「豪雨に関する相談」とお伝え下さい。

豪雨災害によるお困りのこと（住宅、借金、保険、契約、相続、公的支援等）がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

以下に、法律相談で説明する支援制度関係等の一部をご紹介します。

Q. 「り災証明書」とはどのようなものですか。

り災証明書は、建物の損壊や損傷、怪我や死亡など、被災したことについて、自治体が発行する証明書です。各市町村役所で証明を受けることができます。行政・民間を問わず、各種補助や負担の減免を受けるために必要とされることが多くあります。発行費用はかかりませんので、ぜひ発行を受けて下さい。

建物の損壊・損傷については、その状況の写真が必要です。

携帯電話・スマートフォンのカメラで撮影されたものを証明受付の窓口に持参されても構いません。今後の補助・補償、保険の給付等のためにも、建物の損害については、安全を確保しつつ、可能な限り内部・外部・敷地・地盤なども含めて、写真を多く残しておくことをお勧めします。

Q. 生活費等をどうにかしたいのですが。

被災したことにより、臨時に必要となる経費及び住宅の増改築・補修等の費用について、「生活福祉資金貸付制度」により、貸付を受けられる場合があります。生活福祉資金貸付制度は、都道府県の社会福祉協議会を実施主体として、各市町村の社会福祉協議会が窓口となって実施しています。

Q. 住宅ローン、事業性ローン等を支払う余裕がないのですが。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローン等の減免を受けられることがあります。

同制度を利用できた場合

- ・ 弁護士（登録支援専門家）による手続支援を無料で受けられる
- ・ 財産の一部を手元に残してローンの支払免除、減額等を受けることができる
- ・ 破産等の手続と異なり、債務整理をしたことは個人情報として登録されないため、新たなローンを組むときに不利益がない等のメリットがあります。

そのため、安易に保険金等でのローンの一括・繰上返済等をしないように注意が必要です。

保険金等で、ローンの返済にあてる前に、弁護士にご相談ください。

※ 本書面の情報は令和2年7月22日時点のものです。